

介護保険負担限度額認定の「特例減額措置」について

1. 特例軽減措置について

負担限度額認定申請において、市民税課税世帯（別世帯の配偶者を含む）を理由に非該当（第4段階）となった場合でも、次の要件の全てを満たしていれば、申請により特例措置として、介護保険施設（地域密着型特養を含む。短期入所サービス含まず。）の食費か居住費、または両方の負担額が減額されます。

2. 対象者要件（全てに当てはまること）

- ①市民税課税の世帯構成員の数が2人以上であること（世帯には、別世帯の配偶者を含む）。
- ②介護保険施設に入所または入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を負うこと。
- ③世帯の年収（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）から、施設サービス利用料の自己負担分、食費、居住費の合計の見込額（年額）を除いた額が80万円以下であること。（本人及び配偶者が同時に施設入所している場合については、双方の自己負担分、食費、居住費の見込額の年額を控除した額）
- ④世帯の現金、預貯金等（有価証券、債券も含む）の額が450万円以下であること。
- ⑤世帯が日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ⑥世帯に介護保険料を滞納している者がいないこと。

※該当の場合、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用する。（1日あたり）

食費の限度額	居住費の限度額		
	多床室	ユニット型個室的多床室・従来型個室	ユニット型個室
1,360円	370円	1,310円（820円）	1,310円

・介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となる。

例. 要介護5で特別養護老人ホーム（ユニット型個室）利用の場合

サービス見込量：13.4万円/月×12月＝1,608,000円

世帯年間収入計：2,400,000万円

2,400,000円－1,608,000円＝792,000円 < 80万円

よって、約240万円以下の年間収入額であれば該当となる。

3. 提出書類

- ①介護保険負担限度額認定申請書【市民税課税層における特例減税措置】
- ②収入等申告書【所得証明書、源泉徴収票、確定申告の写し等】（世帯全員分）
（※但し、確認できる場合は省略）
- ③預貯金等の写し（世帯全員分）
- ④資産等申告書（世帯全員分）
- ⑤契約書の写し（施設利用料、食費、居住費が確認できること）

4. 有効期間

原則、申請月の初日から翌年の7月31日まで